

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年12月19日認可した。

平成23年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）むねの池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）荒戸下地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）高倉用水地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）久保の下地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大野地地区